

2020年9月30日

## 会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正案に対する意見

公益社団法人日本監査役協会

2020年9月1日付けで法務省民事局参事官室から公表された会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正案について、弊協会の意見は以下のとおりです。なお、以下の【意見】及び【理由】においては、会社法施行規則改正案を「改正案」といいます。また、監査役、監査委員、監査等委員を総称して「監査役等」といいます。

### 第2 改正案の概要

#### 2 会社法施行規則関係

##### (4) 株主総会参考書類に関する規定の改正

##### ア 役員等の選任に関する議案に関する規定の改正

・ 社外取締役候補者に期待される役割を株主総会参考書類の記載事項として義務付ける点について

##### (7) 事業報告に関する規定の改正

・ 社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要の記載を義務付ける点について

【意見】 ①改正案第74条第4項第3号及び第74条の3第4項第3号（以下、「本号」）の「社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要」は、具体的にどのような内容を想定しているのか伺いたい。

②社外取締役のみについて本号の記載を義務付ける理由についても明らかにされたい。その理由によっては、社外取締役候補者のみならず、社外監査役候補者についても同様の規律を新設すべきである。

\* 上記①②について、改正案第124条第1項第4号ホの事業報告の記載における「当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」についても同様。

【理由】 ①「社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要」は、会社法施行規則第74条第4項第2号、第74条の3第4項第2号にて株主総会参考書類への記載が義務付けられている「社外取締役候補者とした理由」と記載する内容が重複することも考えられるが、双方がどのように区別されて記載されることを想定しているのかが明らかではない。

②社外監査役候補者には期待される役割の記載を義務付けられていない一方で、

取締役会で監査委員に選任される可能性のある社外取締役候補者（株主総会段階では他の取締役とは区別されない）及び監査等委員である社外取締役候補者に記載を義務付けることには、合理性はないと考えられる。本号の規定が、社外取締役の活用に関する議論等を踏まえたものであることは承知しているが、仮に本号の趣旨が社外取締役のみならず、社外監査役にも該当するものであるならば、社外監査役についても同様の規定を設けることが望ましいと考えられる。

#### （7）事業報告に関する規定の改正

##### ・親会社との間の重要な財務・事業の方針に関する契約等に係る事業報告の記載事項について

- 【意見】 改正案第 120 条第 1 項第 7 号の「重要な財務及び事業」の範囲、及び「契約等」が何を指すかについて、解釈を明確化すべきである。
- 【理由】 例えば、親会社が方針の制定等をしており、子会社は特段その方針の制定等に関与していない場合等が含まれるか。事業報告を監査する監査役等にとって、上記の文言の解釈が明確になっている必要がある。

##### ・役員等賠償責任保険契約について

- 【意見】 改正案第 121 条の 2 第 1 項第 1 号に規定されている「当該保険者の氏名又は名称」の開示を求める理由を確認したい。
- 【理由】 「当該保険者の氏名又は名称」については、法制審議会で開示項目として議論されておらず、また、役員に対するインセンティブの当否の判断に関係がある事項とは思わないので、改定案で規定を設ける趣旨が必ずしも明らかではない。

#### その他の意見

##### ・責任追及等の訴えに係る訴訟における和解（改正会社法第 849 条の 2、第 850 条第 2 項）

- 【意見】 会社が和解の当事者となる時（監査役等が会社を代表して提起した責任追及訴訟で和解するときや、会社が株主代表訴訟において補助参加人又は利害関係人として和解するとき）の和解に関する代表権者や同意権者は改正会社法第 849 条の 2 及びこれに関する立案担当者の解説（旬刊商事法務No.2229 号 4 頁）で明らかになった。これに対して、会社が和解の当事者とならない場合の裁判所による和解通知に対する異議又は承認の判断の主体は明確ではないが、改正会社法第 849 条の 2 の趣旨及び上記解説からして、異議は代表取締役・代表執行役、各監査役、各監査等委員、各監査委員がそれぞれ独自にできると考えてよいか、また、承認する場合には、会社が補助参加人や利害関係人として和解に参加する場合と同様に解すると考えてよいか。

【理由】 弊協会は、中間試案について会社が和解の当事者でないときの裁判所による和解通知に対する異議・承認の判断の主体を明確にすべきである旨の意見を述べたが、改正会社法においては、この点について明確な規定は置かれていない。会社法施行規則に直接関係する事項ではないことは承知しているが、監査役等の対応にも関係する事項であるため、改正会社法第 849 条の 2 の趣旨は、このような場合にも当てはまるものか御教示いただきたい。

以上